

東京家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和元年11月18日（月）午後3時から午後4時30分まで

第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順，敬称略）

相原佳子，市川真由美，犬伏由子，大竹寿幸，甲斐哲彦，栗原由美，芹澤眞澄，園原敏彦，平尾武史，平松剛，水野有子，渡邊範道

第4 テーマ

「少年審判手続における付添人の活動等について」

第5 議事内容

1 開会宣言

2 新任委員紹介，挨拶

3 少年審判手続の概要及び同手続における付添人の役割・活動等について，東京家庭裁判所の裁判官及び付添人経験を有する東京少年友の会会員を説明者とする説明がされた。

4 意見交換（○＝裁判所説明者，△＝委員の発言）

△ 補導委託とはどのようなものか。

○ 家庭裁判所では，保護処分の決定を行うため必要があると認めるときは，決定をもって，相当の期間，少年を家裁調査官の観察に付すことができ，これを試験観察と呼ぶ。試験観察に付随する措置として，適当な施設，団体又は個人に補導を委託することができ，これを補導委託と呼んでいる。

例えば，家裁調査官の観察に付すに当たり，少年を自宅に戻せない事情がある場合に，適当な施設，団体又は個人に預けて，職業指導や生活指導をしながら，少年が社会内で更生できるかどうかを観察するような場合である。

補導委託先には，民間の企業や団体のほか，更生保護施設などの公的施設

など様々なタイプがある。委託期間は、長短様々だが、長いケースでは3～4か月、短いケースでは、老人保健施設等でボランティア活動をさせるなど、1日～3日程度である。

△ 補導委託にする場合、施設に泊まり込むことになるのか。また、具体的に委託先が決まるまでの流れはどうか。

○ 老人保健施設等でのボランティア活動など短期の補導委託の場合は、自宅から補導委託先に通うことが多い。長期の補導委託の場合は、自宅を離れ補導委託先に住み込むことになる。

どこに少年を委託するかについては、少年の特性と補導委託先の特徴を踏まえ、少年に適した委託先を選定している。もちろん、補導委託先に空きがあるかどうかなど、事前に情報を収集しておく必要があるため、補導委託の可能性も含めて処遇を検討する必要がある場合は、事件係属後の早い段階から、裁判官と家裁調査官が緊密に相談している。

△ 試験観察イコール補導委託ということか。

○ 試験観察は、家裁調査官の観察に付することで、補導委託以外の方法で観察する場合もある。

△ とてもマンパワーを要すると思うが、補導委託先の確保などで御苦労はないか。

○ 補導委託は、当該少年が、一般社会の中で立ち直ることができるのかを見極める非常に重要な制度であり、補導委託先の確保は家庭裁判所の大きな課題である。様々なタイプの少年がいることから、委託先の選択肢は多い方がよい。適当な補導委託先が不足する場合は、東京高裁管内の他の裁判所が登録している補導委託先を紹介してもらうこともある。

△ 家裁に送致された少年のうち、付添人が選任されている割合はどのくらいか。

○ 身柄事件については、95%前後の事件で付添人が選任されている。

△ 身柄事件として家裁が受理したときに、付添人を選任することができる旨、裁判官が少年や保護者に説明している。

△ 弁護士の立場からの情報提供だが、日弁連には、国選付添人が選任されない場合でも少年が希望するときは、付添人の費用を援助する少年保護事件付添援助制度がある。

△ 在宅事件でも、付添人が必要なケースがあるように思うが。

○ 在宅送致された事件であっても、少年及び保護者は付添人を選任することができ、必要な事案では、適切に選任されているものと考えている。

△ どのような流れで付添人が選任されるのか。

○ 付添人は、少年・保護者からの申し出により選任される。弁護士が付添人になる場合は裁判所の許可は不要であるが、それ以外の場合は裁判所の許可が必要になる。

なお、付添人が付いていない少年に、裁判所が付添人を選任できることを周知した結果、付添人が選任される場合もある。

△ 保護観察処分を受けた少年について、付添人が保護観察官や保護司と連絡を取り合うことはあるのか。

○ 把握はしていないが、事件が終局している以上、付添人ではなくなっており、一般人と同じ立場で関与しているのではないかと思う。

△ 弁護士の知り合いには、終局後も元付添人として少年と手紙を交換するなどして激励したり、環境調整に関与している方もいる。永遠にとはいかないが、ある程度独り立ちするまでは支援していきたいというのが、付添人の思いではないか。

△ 弁護士には、少年の改善更生という観点から、終局後もケースワーク的な関わりを持ち続けていただけたら有り難い。

△ 少年友の会の付添人から、弁護士付添人に要望はあるか。

○ 弁護士は忙しく、面会が困難なことも多い。私が経験した例だと、メール

アドレスを交換するなどして相談に乗ってもらったことがあり、参考になった。弁護士付添人と少年友の会付添人とのコラボは、それぞれの長所を生かす役割分担の発想から取り組んでいるものである。

△ 東京少年友の会は、何人いるのか。どのような方たちで構成されているのか。

○ 本庁、立川支部合わせて691人である。元裁判官や元家裁調査官、家事調停委員等で構成されている。ボランティアであるが、特に在宅事件において多くの会員が活発に活動している。

△ 私も少年友の会の会員の一人だが、在宅事件の少年で、例えば、老人ホームでお年寄りの髪を乾かす手伝いをする場面に付き添ったり、保護者に対する働き掛けや就労支援など、細かい支援をたくさん少年友の会の会員は行っている。

△ 学生の会員は多くないのか。

○ 先日の合宿では、学生ボランティアが忙しいなか7人ほど来てくれるなど、いろいろな活動をしていただいている。また、少年と世代が近い学生のほうがよい場合もあり、家裁調査官も含めて、いろいろな教育的措置を考えていこうと知恵を出し合いながら活動している。

5 次回テーマの選定 「遺産分割調停と相続法改正」（仮称）

6 閉会宣言

第6 次回日時

令和2年2月5日（水）午後3時と決定した。